

平成 23 年 1 月 7 日 稲垣連絡係より

あけましておめでとうございます。（何回目？）

連絡係の稲垣です。

12 月の部会后、質問を取りまとめ、振興局にお願い申し上げてありました。その内容について回答がありましたので、皆様に周知申し上げます。

ご確認ください。ちょっと長いですが質問項目としては 2 件です。

①認知症加算について

先日の研修会にて、認知症加算について、介護サービス計画書の第一表の下部に、主治医の氏名、判定日、認知症の日常生活自立度を記載しておくように、と研修を承りました。実際の現場において、計画内容を説明申し上げる時に、どうしても利用者さん又は家族に内容など確認をもらうために精読願ひ、サインを頂くところです。まだら認知や独居のケースにおいて、利用者さんから、この内容は何なんだ？と話がややこしくなることがあります。以前の Q&A にはそこまでの要件はなく、いったいとして保存しておきなさい、とありますがこの辺りの解釈はどのように考えたらよいのでしょうか？

基本、指導の通り書くとしても、ケースによって、話がややこしくなる現場になった場合はその旨を経過記録などに記載することで、書きのとおり、いったいとして保存しておくことで認められないか？

現場として悩んでいます。ご指導お願い申し上げます。

介護保険最新情報 Vol. 69 の平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 1)

（問 67）認知症加算において、認知症高齢者の日常生活自立度については、どのように記録しておくのか。

（答）

主治医意見書の写し等が提供された場合は、居宅サービス計画等と一体して保存しておくものとする。

それ以外の場合は、主治医との面談等の内容を居宅介護支援経過等に記録しておく。また、認知症高齢者の日常生活自立度に変更があった場合は、サービス担当者会議等を通じて、利用者に関する情報共有を行うものとする。

振興局からの回答

①認知症加算の判定結果については、前回お伝えしましたように（老企第36号）、基本的に居宅サービス計画に記載いただくことになります。

ご質問の件について、高齢福祉課に問い合わせたところ、今回のご質問はどこの地区でも論議されているとのことでした。

- 基本的には通則に則り、記載するというスタンス。
- 利用者によっては、記載を1表に限らず、2・3表の余白に記載し、目に触れにくい工夫をする。
- それでもややこしくなる利用者、家族については、ケアマネ保管の計画には記述を入れ、利用者に交付するものには、その記載のみ省略する形をとる。という、ご対応をお願いします。

②市内の特定事業所から

居宅介護支援事業所の特定事業所加算算定にあたり「利用者情報・サービス提供上の留意事項等の伝達を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料（会議次第、会議の出席表、議事録等）」が必要となりますが、この議事録には特に決まった書式はないと聞きました。

記録として具体的な内容の要件やもしよい書式などあれば教えてください。ご指導よろしくをお願いします。

基本的に介護報酬の解釈って本を買ってくださいとのこと。21年度版。24年度版も来年には発刊されるでしょうが...

私の手元には18年度版だったので乗ってなかったッス。

②特定事業所加算の定期的な会議の記録について、様式は特に定まっておりません。

- 概ね週1回以上会議を開催する必要があるため、開催日が記録されていること。
- 出席者名
- 議題については、平成21年度版介護報酬の解釈(青い本)P514にあるように、(1)から(7)までの内容が随時検討されていることが分かる記録があれば、結構です。議事録は2年間保存して下さい。

以上になります。

内容にご不明な点がございましたら、ご連絡いただければと思います。